

周防大島町
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

令和6年3月
周防大島町

はじめに

本町では、令和3年に、国の第4次障害者基本計画および県計画の方針を踏まえ「周防大島町障害者計画」「周防大島町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を一体のものとして策定し、「障害のある人の人権が尊重され、互いに支え合い生きる喜びがあふれる共生のまちづくり」を基本理念に、様々な取組を進めてまいりました。



高齢化の進展が著しい本町において、障害のある方のみならず、その家族や支援者が抱える課題も複雑化・多様化が顕著となる状況下、現行の「周防大島町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が令和5年度で満了となるため、本町の現状および国の第7期障害福祉計画ならびに県計画の方針を踏まえて「周防大島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

課題は多くある一方で、社会資源が少ない本町では、柳井圏域の市町や関係機関と連携しながらサービス提供体制の整備や権利擁護等の取組を実施してまいりました。今後も、この連携を大切にするなかで、主体性をもって、障害のある人もない人も、ともに支え合い住み慣れた地域で安心して生活できる共生社会の実現に向けた取組を展開してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました周防大島町障害者福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様ならびにアンケート調査において貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

周防大島町長 藤本 浄孝

目 次

第1部	計画の概要と本町の現状.....	1
第1章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨・背景.....	1
2	本計画に関する法整備の動向.....	2
3	計画の位置づけ.....	4
4	計画の期間.....	4
5	計画の策定方法.....	4
第2章	障害者を取り巻く現状と課題.....	5
1	人口の状況.....	5
2	障害のある人の現状と課題.....	6
3	アンケート調査結果.....	10
第2部	第7期障害福祉計画.....	26
第1章	成果目標の設定.....	26
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	26
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	27
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	28
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	29
5	相談支援体制の充実・強化等.....	31
6	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築.....	31
第2章	障害福祉サービスの見込量と確保方策.....	32
1	訪問系サービス.....	33
2	日中活動系サービス.....	34
3	居住系サービス.....	38

4 相談支援.....	39
5 その他.....	40
第3章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	41
1 必須事業.....	41
2 任意事業.....	45
第3部 第3期障害児福祉計画.....	46
第1章 成果目標の設定.....	46
1 障害児支援の提供体制の整備等.....	46
第2章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策.....	48
1 障害児通所支援.....	48
2 障害児相談支援等.....	50
第4部 計画の推進にあたって.....	51
1 庁内体制の充実.....	51
2 関係機関・団体等との連携の強化.....	51
3 地域自立支援協議会との連携.....	51
4 計画の評価・検討.....	51
資料編.....	52
1 令和5年度周防大島町障害者福祉計画策定委員会 構成委員名簿.....	53
2 計画の策定経過.....	54

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

国では、障害者基本法第11条第1項に基づき策定した「障害者基本計画（第4次）」（以下「第4次計画」という。）によって障害者施策に取り組んできましたが、第4次計画が令和4（2022）年度に満了となるため、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を対象期間とする「障害者基本計画（第5次）」（以下「第5次計画」という。）を策定しました。

第5次計画は、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や、「社会情勢の変化」が追記されており、新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点、あらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点等への言及が追記され、それらを踏まえて策定されています。

この第5次計画は障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が講ずる障害者のための施策の最も基本となる計画と位置づけられています。

山口県では、平成30（2018）年3月に「やまぐち障害者いきいきプラン（2018～2023）」（以下「県計画」という。）を策定し、保健・医療・福祉・教育・雇用・住宅など様々な分野に及び障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

周防大島町（以下「本町」という。）では、「周防大島町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「現計画」という。）に基づき障害者施策を進めてまいりましたが、現計画が令和5（2023）年度に満了になるため、現計画のもとで実施された障害福祉施策の評価・検証を行ったうえで、第5次計画をはじめとする国の動向や指針、県計画の方針を踏まえるとともに、本町の現状と住民の意向を反映し、「周防大島町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

○対象とする障害者（児）

「障害者基本法」において「障害者（児）」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

また、平成25（2013）年4月に施行された「障害者総合支援法」では、難病等も計画の対象となりました。この計画では、「障害者総合支援法」に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者など日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての人を対象としています。

2 本計画に関する法整備の動向

①「障害者権利条約」署名以降の障害者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・ 障害者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・ 障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・ 虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・ 「障害者自立支援法」の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・ 障害者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・ 障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・ 障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 ・ 差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・ 国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・ 国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・ 「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・ 国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・ 自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・ 事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・ 合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・ 医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・ グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・ 週10時間以上20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

②第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本方針

新たな基本方針は、主に以下の内容について見直しが行われました。

▼基本方針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画及び「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画、さらに「児童福祉法」第33条の20項に基づく市町村障害児福祉計画に相当するものです。

4 計画の期間

障害者計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間、第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画は根拠法の定めにより、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

■計画の期間

	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
周防大島町	障害者計画			障害者計画					
	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
国	障害者基本計画（第4次）					障害者基本計画（第5次）			
県	やまぐち障害者いきいきプラン（2018～2023）					やまぐち障害者いきいきプラン（2024～）			

5 計画の策定方法

①障害者福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたり、住民、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者等の幅広い意見を反映するために、策定委員会を実施します。

②アンケート調査

障害のある人の実態とニーズを把握し、本町の実態に即した計画策定の資料とするために、次のとおりアンケート調査を実施します。

調査実施時期	令和5（2023）年9月1日（金）～令和5（2023）年9月15日（金）
調査対象	周防大島町在住の障害者手帳保持者
調査方法	郵送による発送及び回収
調査数	1,127人

③パブリックコメント

住民の皆様からのご意見を反映させた計画にするためにパブリックコメントを実施しました。

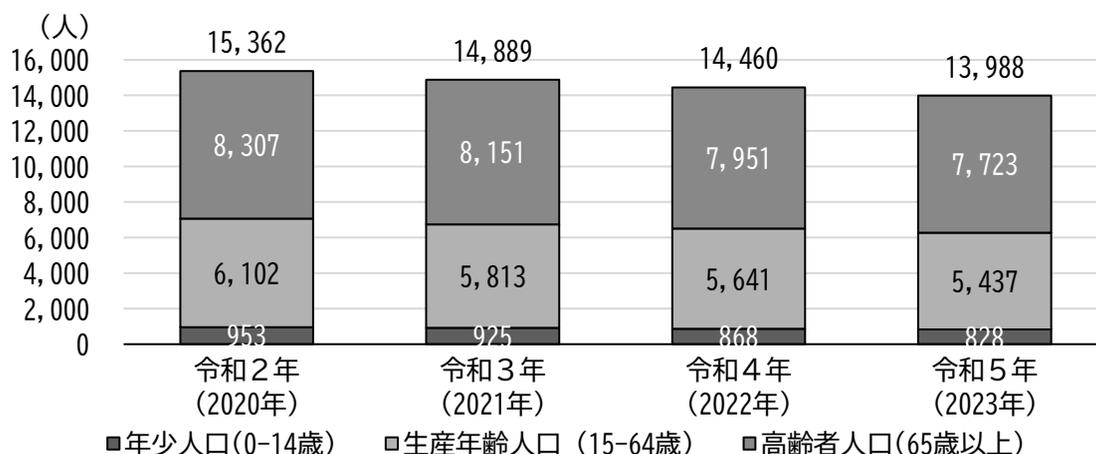
第2章 障害者を取り巻く現状と課題

1 人口の状況

本町の人口の推移は、令和2（2020）年の15,362人から年々減少傾向にあり、令和5（2023）年には13,988人となっています。

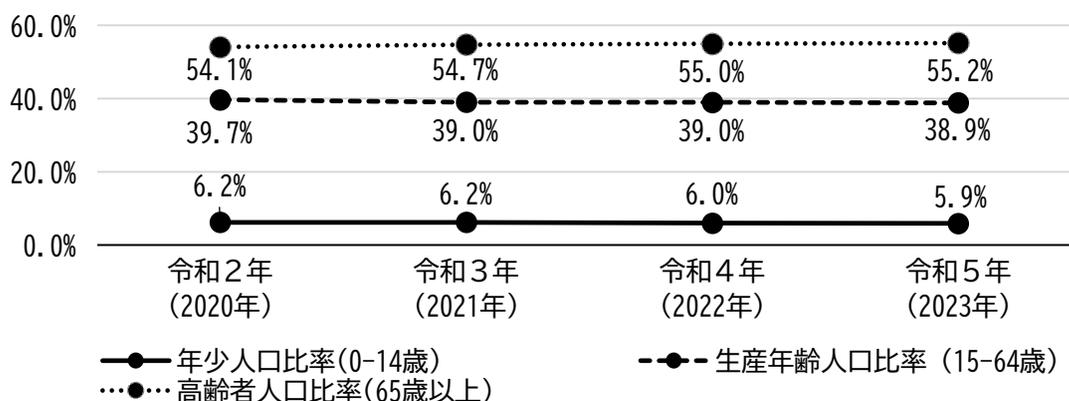
年齢3区分割合では、年少人口比率（0～14歳人口比率）、生産年齢人口比率（15～64歳人口比率）は減少傾向であるのに対して、高齢者人口比率（65歳以上比率）は増加傾向となっています。

■年齢3区分別人口の推移（単位：人）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■年齢3区分の推移（比率）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 障害のある人の現状と課題

(1) 障害者手帳所持者の現状と課題

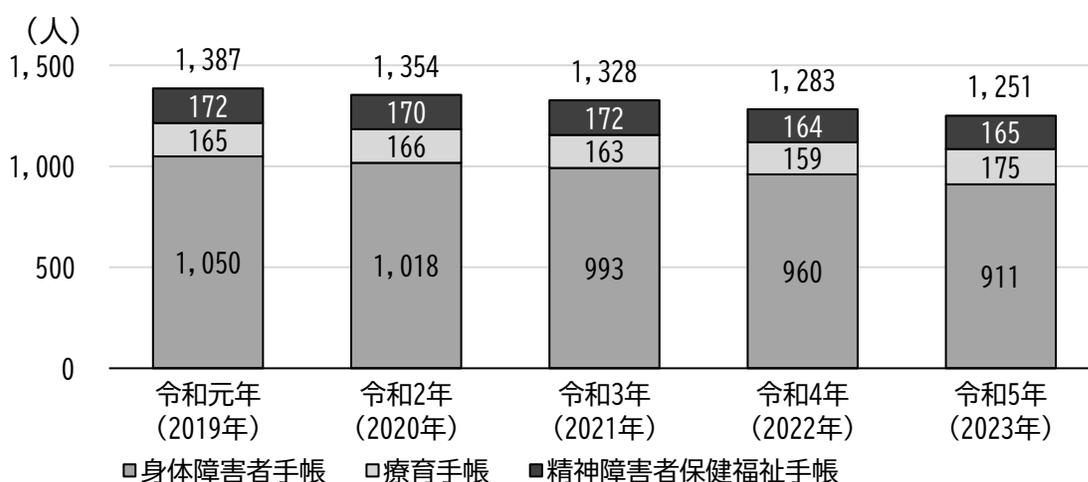
令和4（2022）年4月1日現在の障害者手帳交付数は、合計 1,283 人（重複を含む。）となっており、総人口に占める障害者手帳交付者数の割合は 8.9%となっています。障害者手帳交付数は減少傾向となっていますが、総人口に占める障害者手帳交付者の割合は横ばいの状況となっています。

令和4（2022）年4月1日現在の障害者手帳交付者数の内訳は、身体障害者手帳が 960 人、療育手帳が 159 人、精神障害者保健福祉手帳が 164 人となっています。

平成 30（2018）年以降、身体障害者手帳交付者数は減少傾向となっていますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数は横ばいの状況となっています。

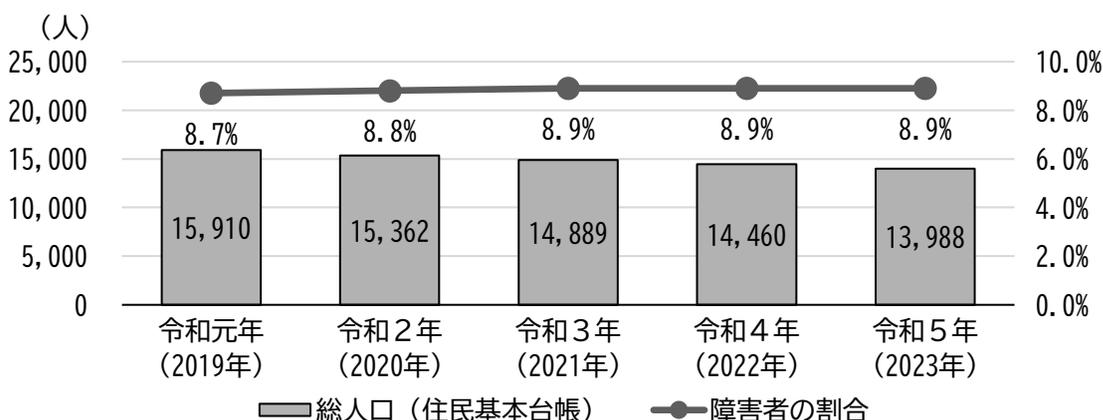
今後は、障害のある人の現状を的確に把握しながら支援する体制や制度の検討が必要です。

■障害者手帳交付状況



資料：周防大島町（各年 4 月 1 日現在）

■人口に対する障害者手帳交付者の割合



資料：周防大島町（各年 4 月 1 日現在）

(2) 身体障害のある人の現状と課題

令和5（2023）年4月1日現在の本町における身体障害者数（身体障害者手帳交付者数）は、954人（障害重複を含む。）となっています。

令和5（2023）年の障害の種別ごとの割合では、肢体不自由が53.3%を占めており、次いで内部障害が30.3%、聴覚・平衡障害が8.1%となっています。

令和3（2021）年以降では、障害別の身体障害者手帳所持者数は肢体不自由、視覚、聴覚・平衡、音声・言語は減少傾向となっていますが、内部障害は増加傾向となっています。

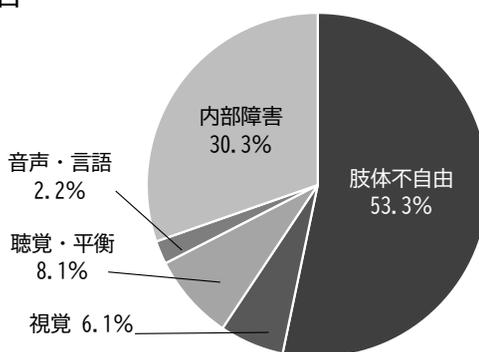
また、音声言語については、全ての身体障害者手帳所持者に占める割合が微増となっています。今後も、年齢や障害の状況に応じた支援の継続が必要です。

■身体障害者手帳交付者の年齢別障害状況

区分		肢体不自由	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	内部障害	合計
令和3年(2021年)	18歳未満	2	0	0	0	0	2
	18～64歳	94	8	13	10	34	159
	65歳以上	479	60	79	14	253	885
	合計(人)	575	68	92	24	287	1046
	割合(%)	55.0	6.5	8.8	2.3	27.4	100
令和4年(2022年)	18歳未満	2	0	0	0	0	2
	18～64歳	87	10	14	10	36	157
	65歳以上	457	53	72	12	260	854
	合計(人)	546	63	86	22	296	1013
	割合(%)	53.9	6.2	8.5	2.2	29.2	100
令和5年(2023年)	18歳未満	2	0	0	0	0	2
	18～64歳	82	8	11	9	32	142
	65歳以上	425	50	66	12	257	810
	合計(人)	509	58	77	21	289	954
	割合(%)	53.3	6.1	8.1	2.2	30.3	100

資料：周防大島町（各年4月1日現在）

■障害の種別ごとの割合



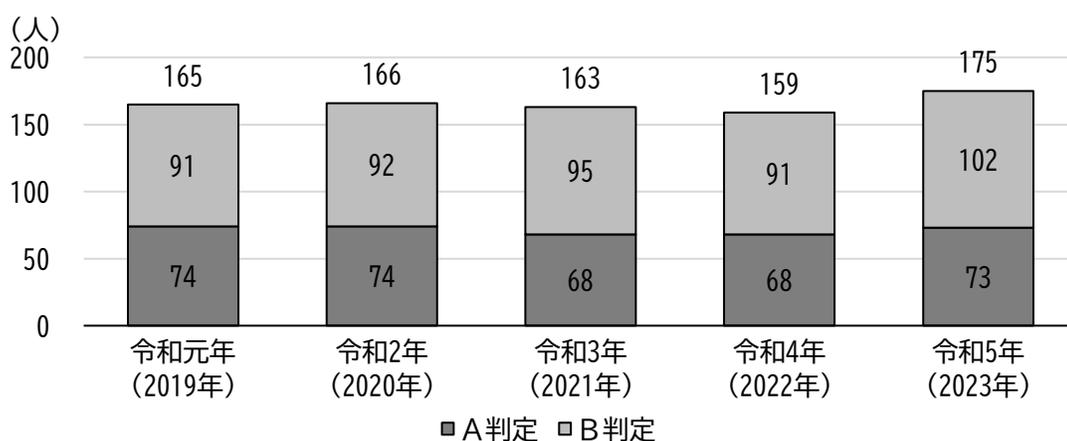
資料：周防大島町（令和5年4月1日現在）

(3) 知的障害のある人の現状と課題

令和5（2023）年4月1日現在の本町における知的障害者数（療育手帳交付者数）は175人となっており、B（中程度）が半数以上を占めています。

年齢別では、「18歳未満」「18～64歳」では「B（中程度）」の割合が高くなっていますが、「65歳以上」では「A（重度）」の割合が高くなっているため、加齢に伴う障害の重度化を防ぐ支援等が必要です。

■療育手帳交付者数



資料：周防大島町（各年4月1日現在）

■療育手帳交付者の年齢別障害状況

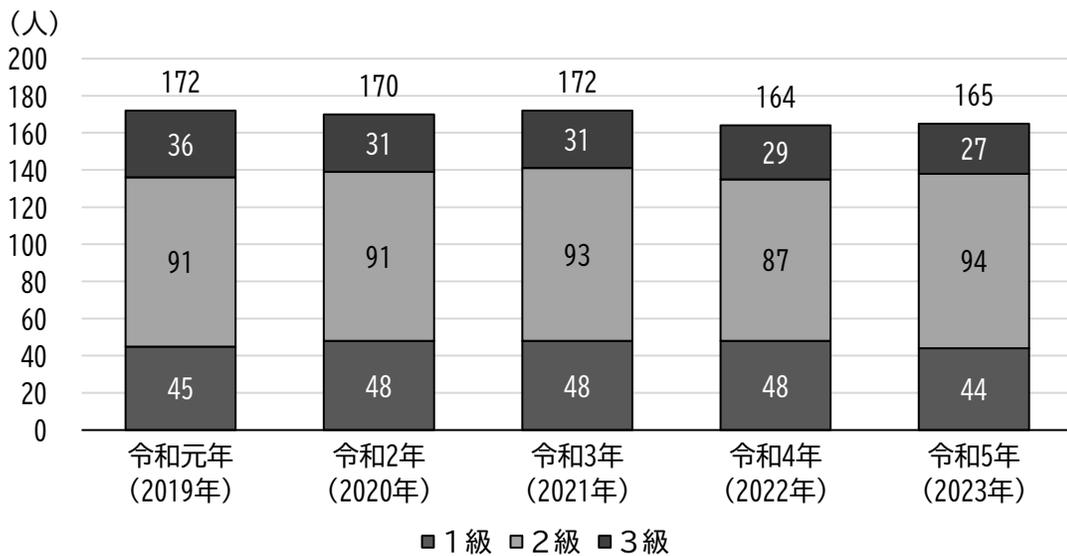
区分		A (重度)	B (中程度)	合計
令和3年 (2021年)	18歳未満	2	7	9
	18～64歳	48	69	117
	65歳以上	18	19	37
	合計 (人)	68	95	163
	割合 (%)	41.7	58.3	100
令和4年 (2022年)	18歳未満	2	6	8
	18～64歳	45	69	114
	65歳以上	21	16	37
	合計 (人)	68	91	159
	割合 (%)	42.8	57.2	100
令和5年 (2023年)	18歳未満	3	8	11
	18～64歳	42	72	114
	65歳以上	28	22	50
	合計 (人)	73	102	175
	割合 (%)	41.7	58.3	100

資料：周防大島町（各年4月1日現在）

(4) 精神障害のある人の現状と課題

令和5（2023）年4月1日現在の本町における精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳交付者数）は165人となっており、2級が半数以上を占めています。また、令和5（2023）年4月1日現在の年齢別で見ると、65歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者の半数が2級、2割以上が1級となっており、共生型サービスをはじめ、介護保険と連携した支援が必要です。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数



資料：周防大島町（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳交付者の年齢別等級状況

区分		1級	2級	3級	合計
令和3年 (2021年)	18歳未満	0	2	2	4
	18～64歳	26	62	24	112
	65歳以上	22	28	6	56
	合計(人)	48	92	32	172
	割合(%)	27.9	53.5	18.6	100
令和4年 (2022年)	18歳未満	0	1	3	4
	18～64歳	25	56	22	103
	65歳以上	23	30	4	57
	合計(人)	48	87	29	164
	割合(%)	29.3	53.0	17.7	100
令和5年 (2023年)	18歳未満	0	1	4	5
	18～64歳	24	62	20	106
	65歳以上	20	31	3	54
	合計(人)	44	94	27	165
	割合(%)	26.6	57.0	16.4	100

資料：周防大島町（各年4月1日現在）

3 アンケート調査結果

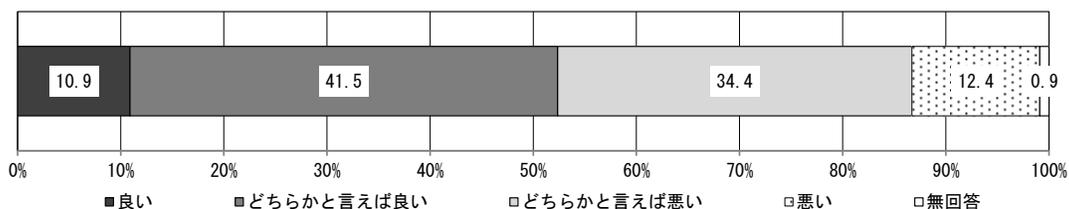
(1) 健康状態について

【調査結果】

障害のある人の健康状態は、約5割が「良い」と答えており、約4割が「悪い」と答えています。

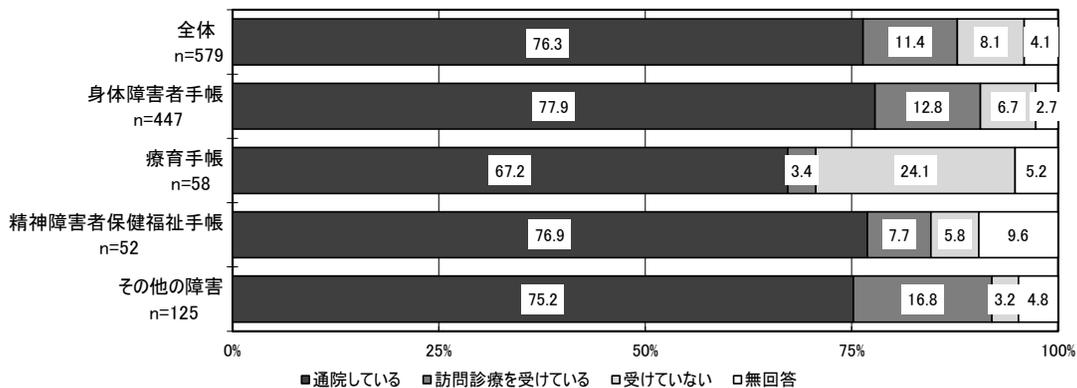
■現在、あなたの健康状態はいかがですか。

(SA) n=579



身体障害のある人及び精神障害のある人の約8割が医師による診察を受けていますが、知的障害のある人は約7割と少し低くなっています。

■現在、あなたは医師による診察を受けていますか。



【今後の課題】

障害のある人本人の健康状態が悪く、知的障害のある人の2割以上が通院もしくは訪問診療による医師の診断を受けていない状況となっており、医療の提供体制等の整備が必要です。

(2) 障害の状況について

【調査結果】

身体障害者手帳所持者が 77.2%で最も高く、障害等級については、身体障害者手帳は「4級」、療育手帳は「A」、精神障害者保健福祉手帳は「2級」の割合がそれぞれ高くなっています。

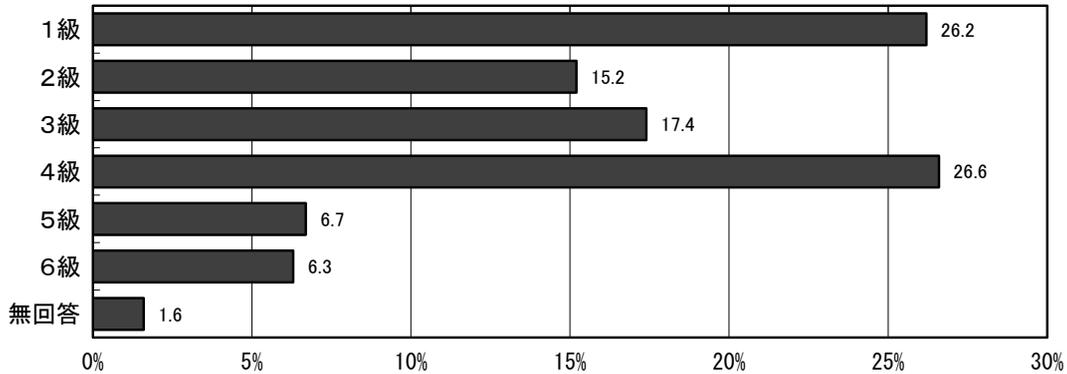
■あなたがお持ちの各種障害者手帳や障害についてお答えください。

(%)

手帳 身体 障害者	療育 手帳	帳 保 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	難 病	障 害 高 次 脳 機 能	発 達 障 害	る 受 給 し て い る 特 別 児 童 扶 養 手 当 を 受 給 し て い る	る 受 給 し て い る 院 医 療 （ 精 神 通 院 医 療 ） を 受 給 し て い る	自 立 支 援 医 療 （ 精 神 通 院 医 療 ） を 受 給 し て い る	認 定 を 受 け て い る 援 ・ 要 介 護 の 支 度 の 要 支 援	介 護 保 険 制 度 の 支 援	そ の 他
77.2	10.0	9.0	2.8	0.3	1.2	0.7	4.0	12.4	2.1		

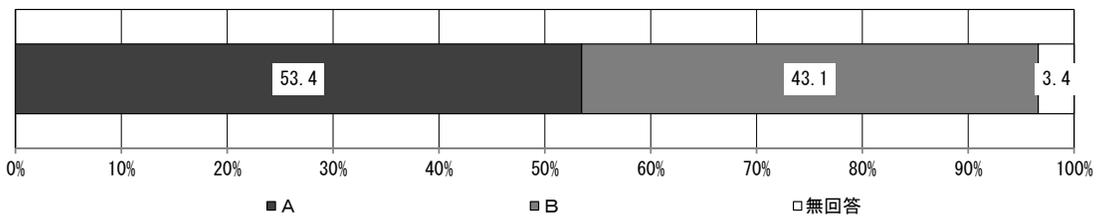
■「身体障害者手帳」をお持ちの方は障害の等級についてお答えください。

(SA) n=447



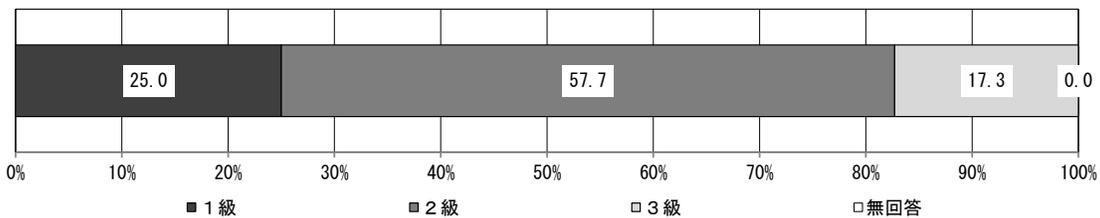
■「療育手帳」をお持ちの方は障害の等級についてお答えください。

(SA) n=58



■「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方は障害の等級についてお答えください。

(SA) n=52



【今後の課題】

身体障害者手帳を所持している人の約8割が65歳以上のため、介護保険事業と連携した施策がより一層求められます。

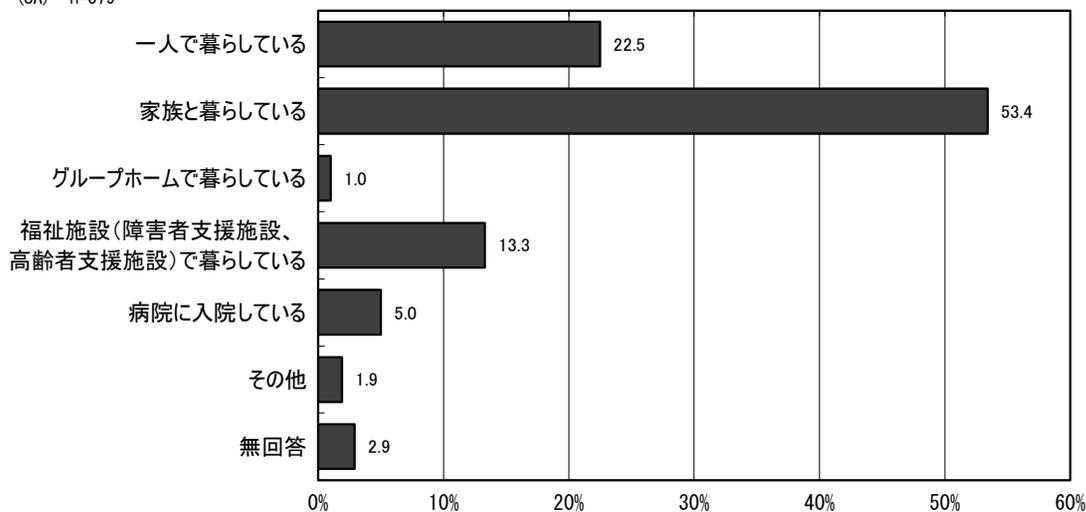
(3) 住まいや暮らしについて

【調査結果】

全体では、「家族と暮らしている」が53.4%となっていますが、知的障害のある人では、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が他の障害に比べて高くなっています。

■あなたは現在どのように暮らしていますか。

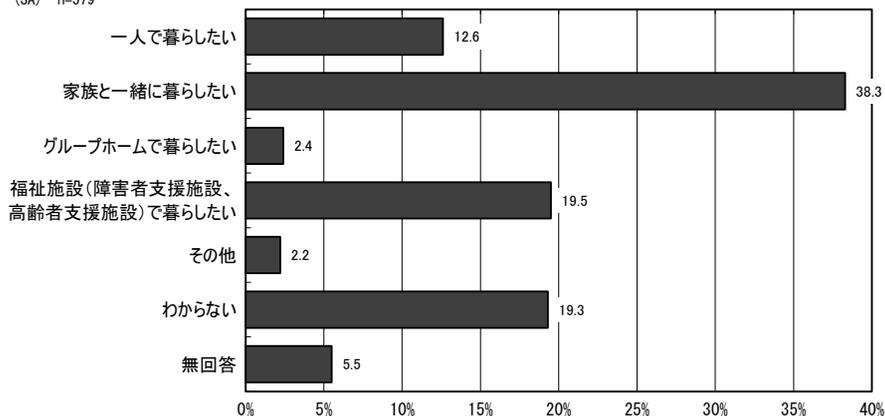
(SA) n=579



また、将来は「家族と一緒に暮らしたい」が38.3%となっています。

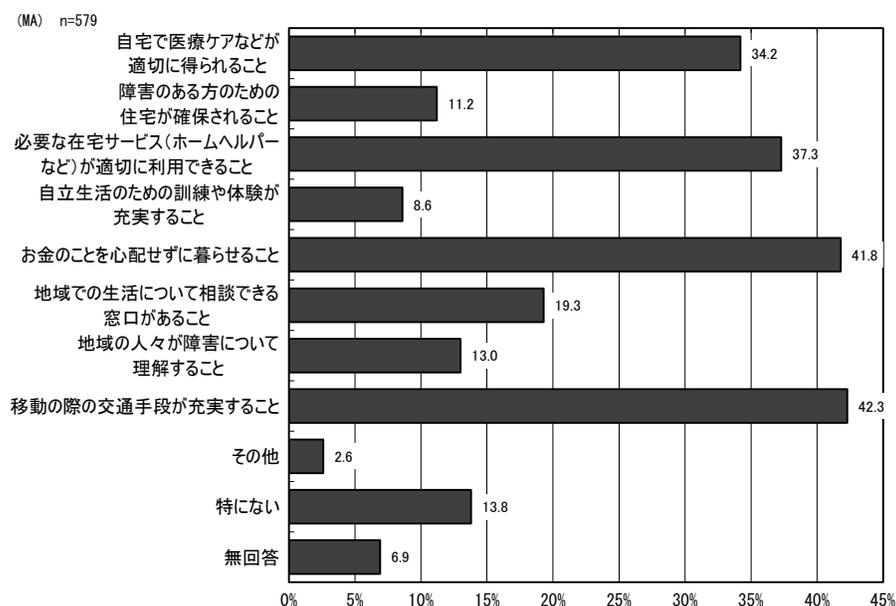
■あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。

(SA) n=579



地域で生活するために求められる支援については、「自宅で医療ケア」「在宅サービス」「お金の心配」「移動のための交通手段」が高くなっています。

■地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。



【今後の課題】

福祉施設で暮らしている知的障害のある人や一人暮らしで精神障害のある人等が、地域で生活していくための在宅サービスや医療ケア等の支援の充実が求められます。

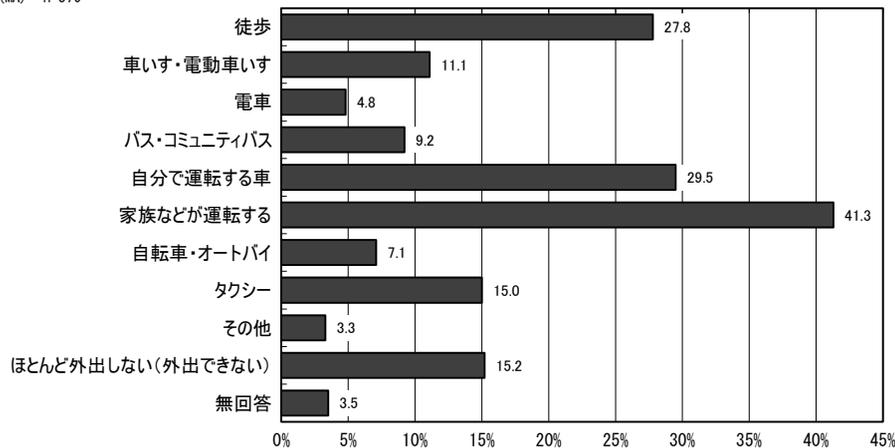
(4) 日中活動について

【調査結果】

外出手段については、「家族などが運転する」「自分で運転する車」が高くなっており、外出の目的は「医療機関への受診」と「買い物に行く」が高くなっています。

■あなたは、ふだんどのような方法で外出していますか。

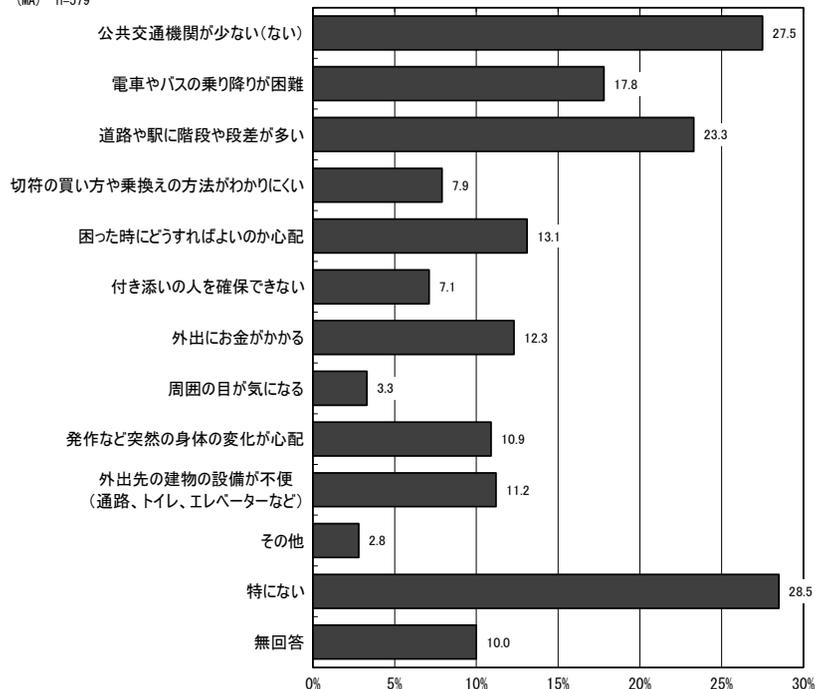
(MA) n=579



外出に困ることは、「公共交通機関が少ない」「道路や駅に階段や段差が多い」「電車やバスの乗り降りが困難」が高くなっています。

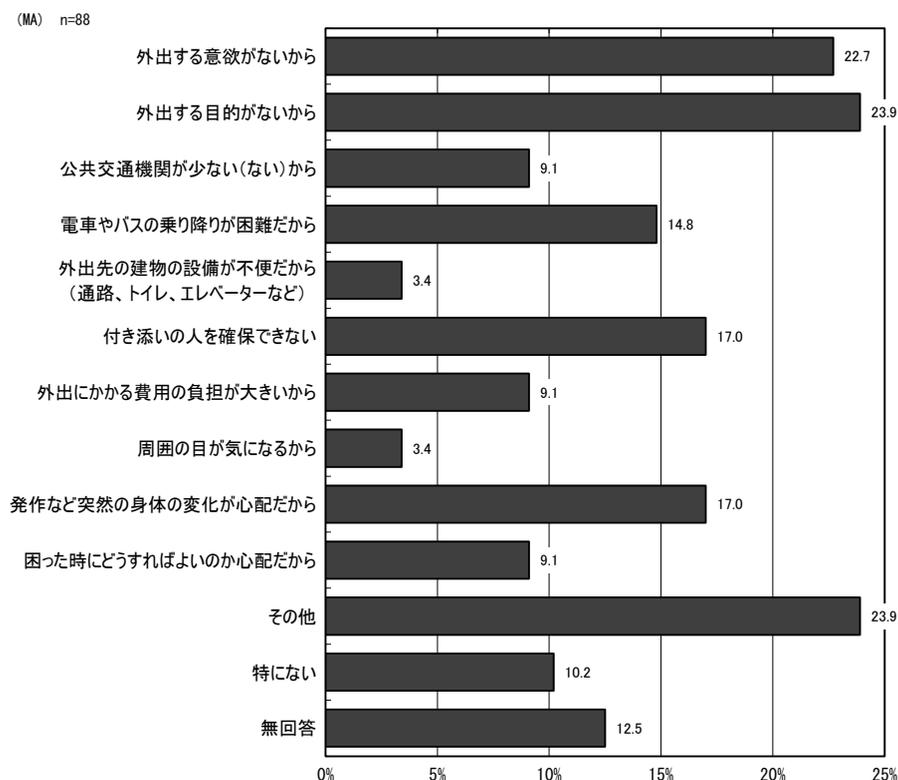
■外出する時に困ることは何ですか。

(MA) n=579



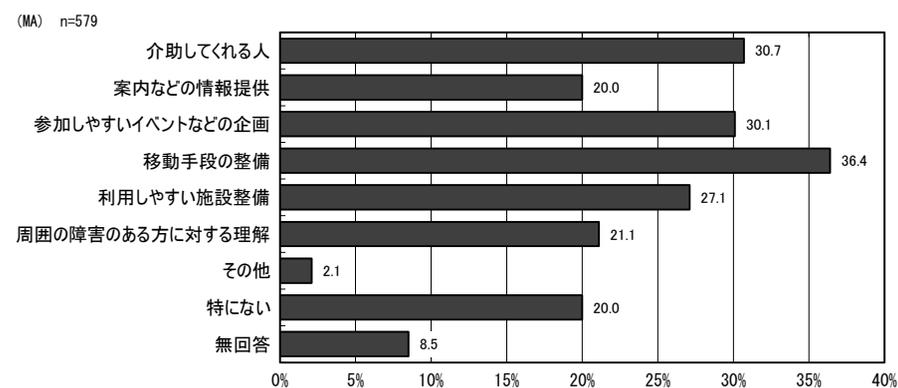
外出しない（できない）理由は、「外出する目的がないから」「外出する意欲がないから」「付き添いの人を確保できない」「発作など突然の身体の変化が心配だから」が高くなっています。

■あなたが、ほとんど外出しない（できない）理由は何ですか



地域活動に参加しやすくなるために必要な取組について、障害区別では知的障害のある人で「介助してくれる人」「移動手段の整備」「利用しやすい施設整備」が他の障害に比べて高くなっています。

■障害のある方が地域の活動や行事に参加しやすくするためには何が重要だと思いますか。



【今後の課題】

障害のある人が外出しやすいような公共交通機関の整備や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、障害のある人が参加しやすいような地域活動とするための企画や地域の理解を高めていく必要があります。

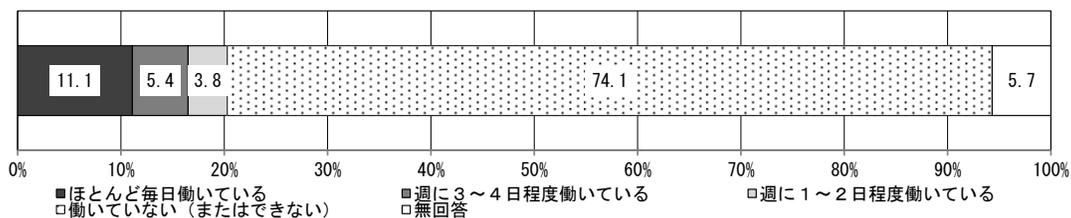
(5) 就労について

【調査結果】

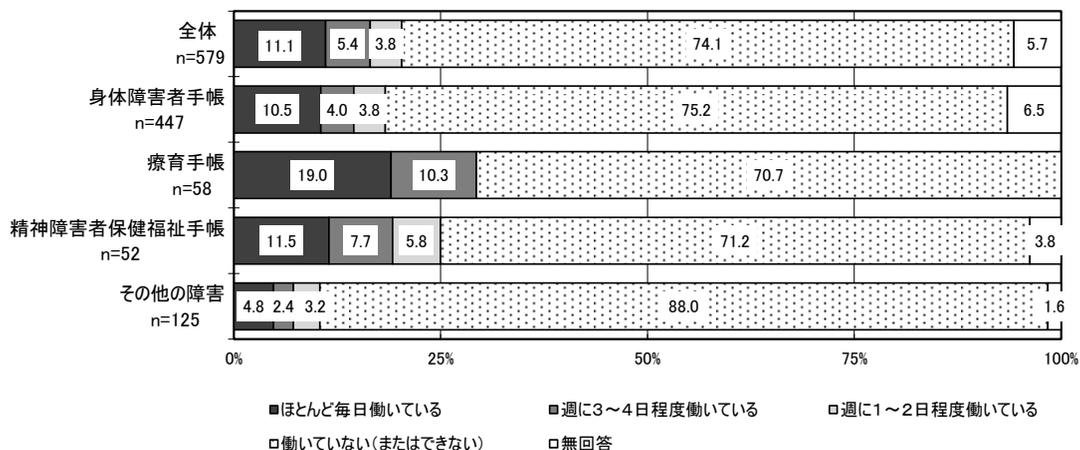
全体では「働いていない（またはできない）」が74.1%となっています。

■あなたは、現在仕事をしていますか。

(SA) n=579



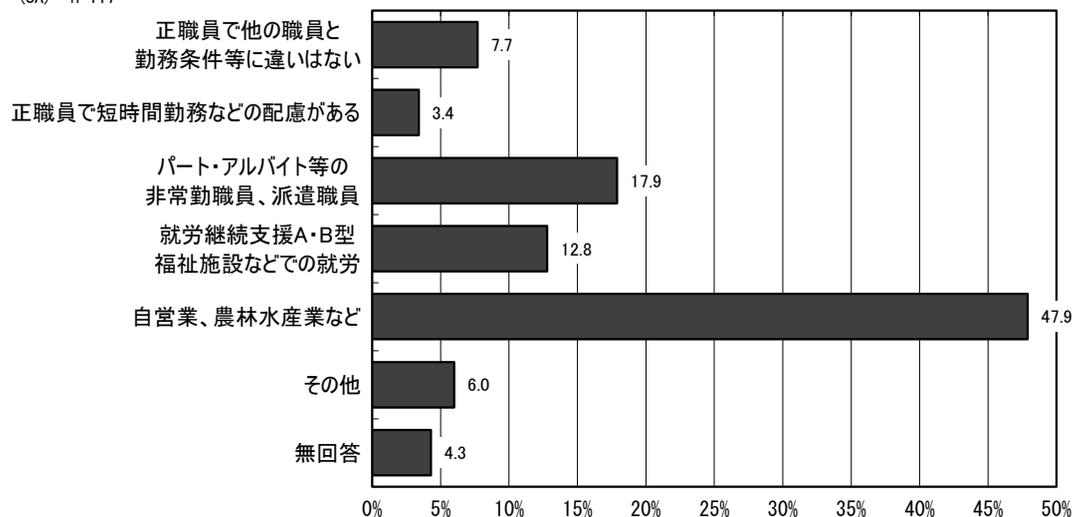
障害区分別では知的障害のある人の3割以上が働いており、他の障害に比べて高くなっています。



勤務形態は、全体では4割以上が「自営業、農林水産業など」となっていますが、知的障害のある人は「福祉施設での就労」の割合が高くなっています。

■どのような勤務形態で働いていますか。

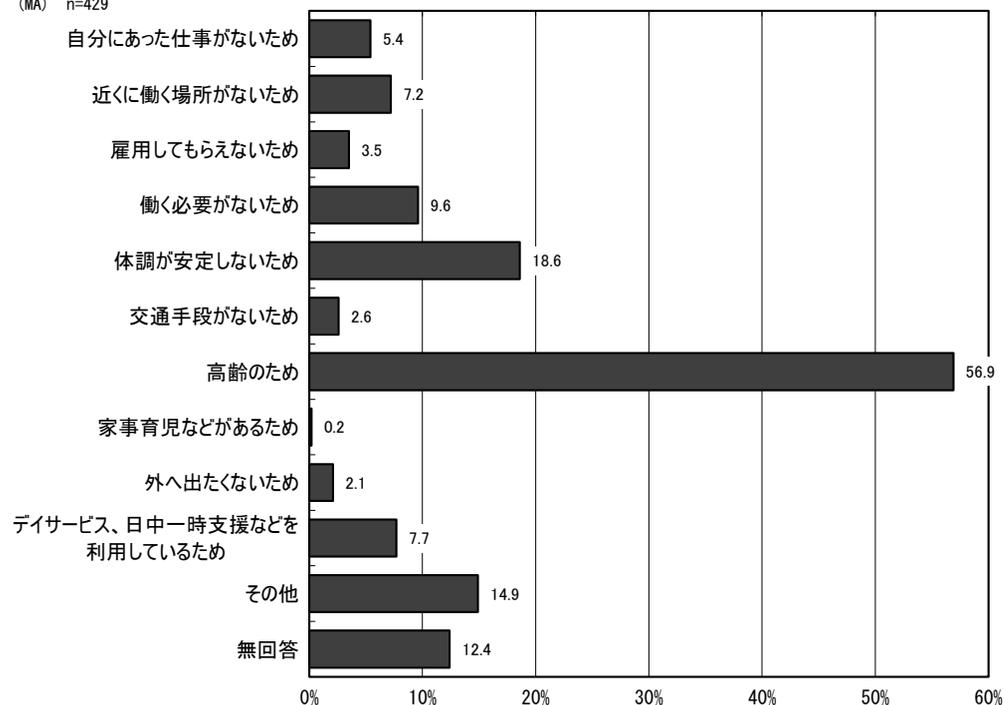
(SA) n=117



働いていない理由は「高齢のため」が56.9%で最も割合が高く、次いで「体調が安定しないため」が18.6%となっています。

■あなたが仕事をしていない理由は何ですか。

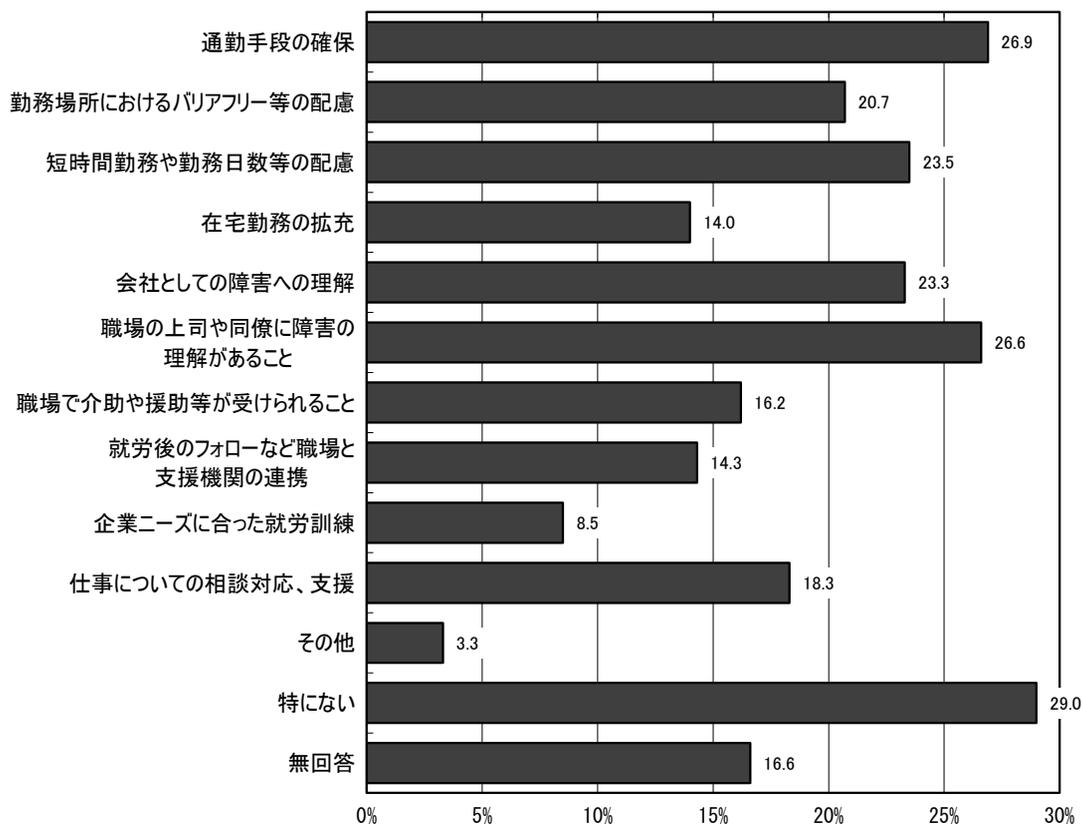
(MA) n=429



就労のために必要な支援は「通勤手段の確保」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「会社としての障害への理解」の割合が高くなっています。

■あなたは、障害のある方の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(MA) n=579



【今後の課題】

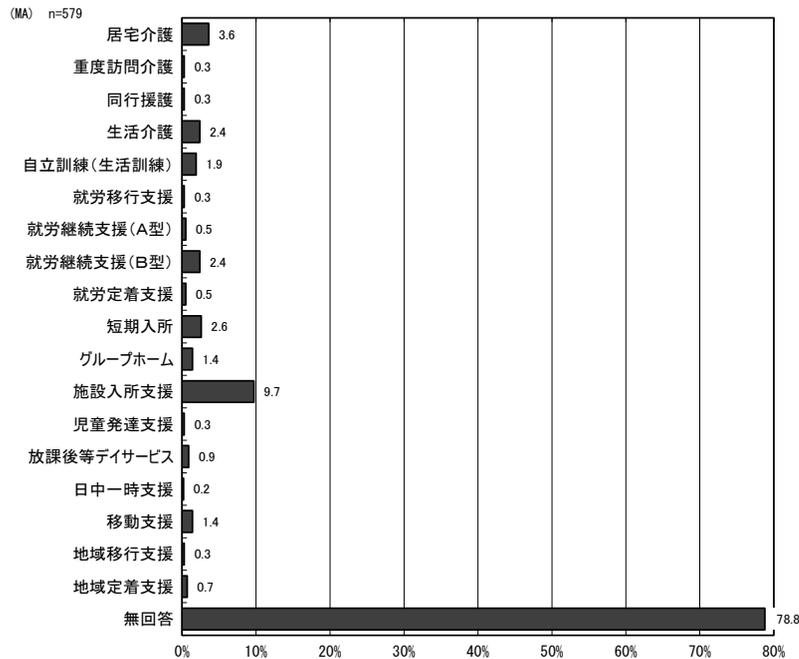
障害の内容に応じた就労支援を進めるとともに、職場における障害への理解を高めていく施策が必要です。

(6) 障害福祉サービスの利用について

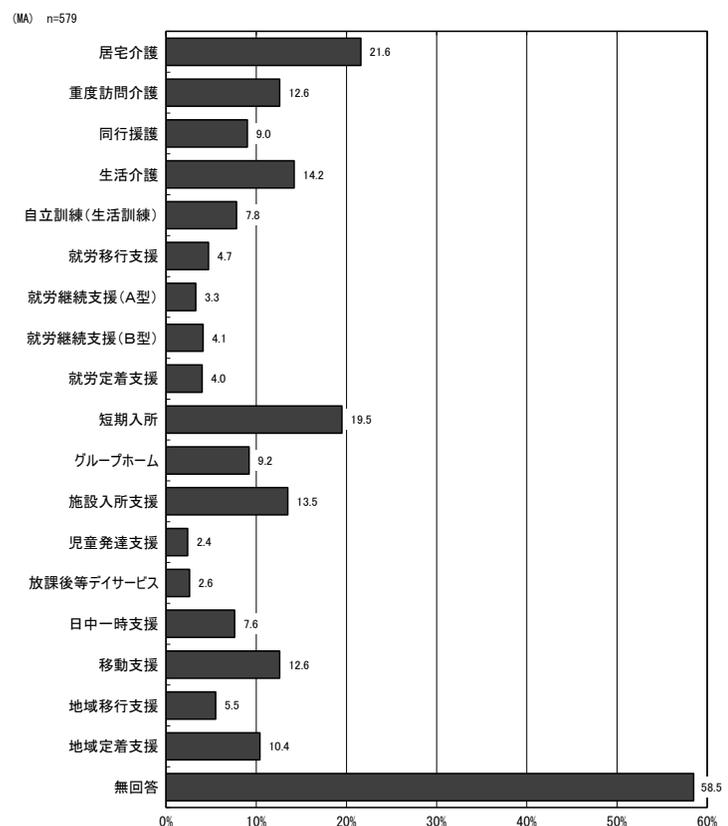
【調査結果】

現在利用しているサービスは「施設入所支援」「居宅介護」「短期入所」が高くなっています。今後新たに利用したいサービスをみると、「居宅介護」「短期入所」「生活介護」の順に高くなっています。

■あなたは次のサービスを利用されていますか。

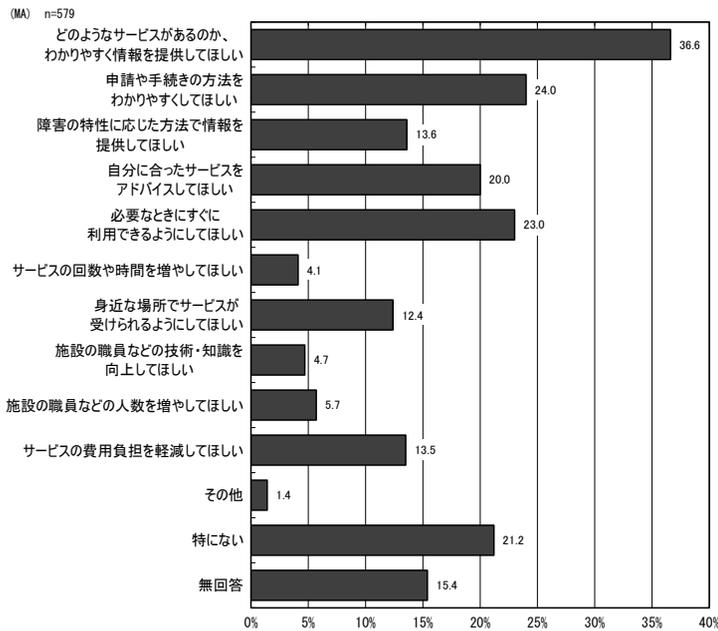


■あなたは次のサービスを今後利用したいと思いますか。

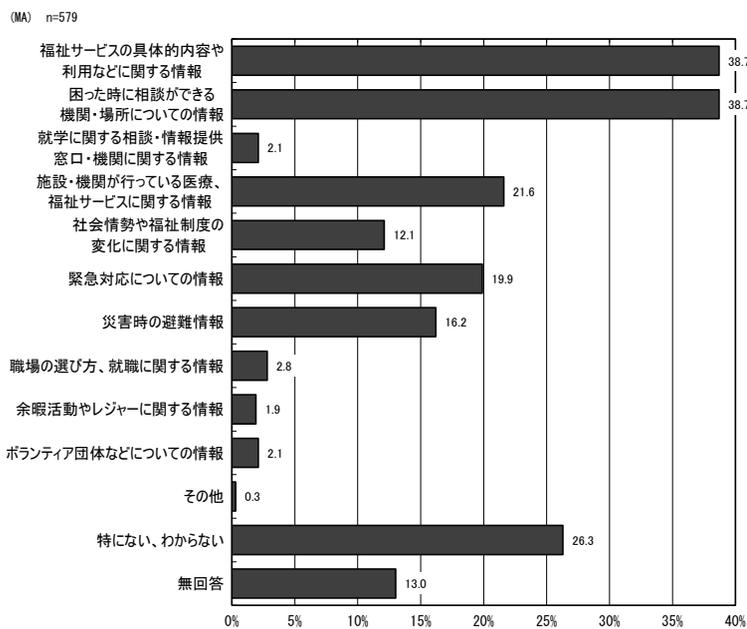


障害福祉サービスを利用しやすくするために必要な取組は、「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」が最も高くなっています。また、今後充実してほしい情報は、「福祉サービスの具体的内容や利用などに関する情報」「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が高くなっています。

■福祉サービスを利用しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。



■あなたにとって、今後充実してほしい情報は何かですか。



【今後の課題】

サービスの内容やサービスを利用するための手続き等の情報提供の充実が求められます。

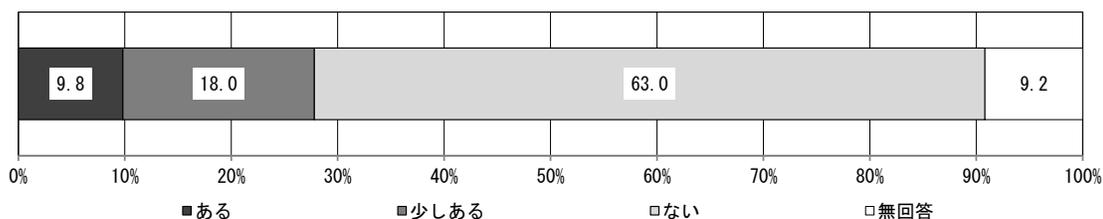
(7) 権利擁護について

【調査結果】

障害に対する差別については、「ある」または「少しある」の合計が27.8%となっています。障害区分別でみると知的障害のある人では、44.8%、精神障害のある人では44.3%と高くなっています。

■あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

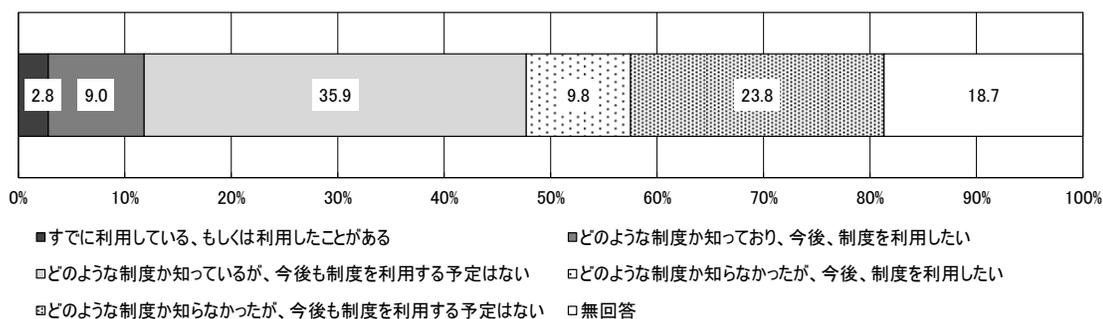
(SA) n=579



成年後見制度について「どのような制度か知っているが、今後も利用する予定はない」が35.9%で最も高くなっています。

■成年後見制度についてご存じですか。

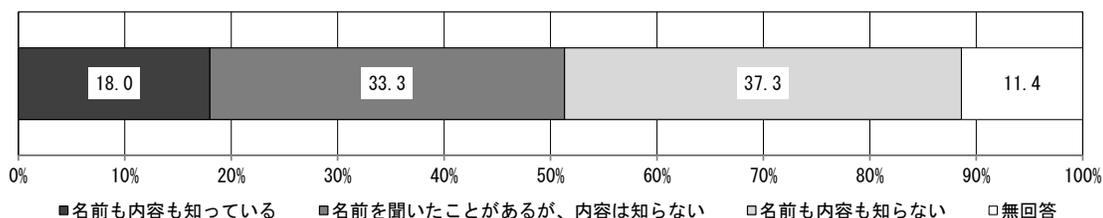
(SA) n=579



障害者虐待防止法について「名前も内容も知らない」が37.3%、障害者差別解消法について「名前も内容も知らない」が53.2%と高くなっています。

■障害者虐待防止法についてご存じですか。

(SA) n=579



【今後の課題】

障害に対する差別は、知的障害のある人や精神障害のある人で多くなっており、年齢別では18歳から64歳までの48.3%が差別を受けたことがあると回答しています。

知的障害のある人や精神障害のある人への差別をなくすために、学校、職場、お店、公共施設等での配慮や意識づくりが求められます。

具体的には障害のある人への必要な配慮により、ちょっとした手助けや介助を実践する「あいサポート運動」を推進していくことが必要です。

また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法について知らない人の割合が多いため、周知していく必要があります。

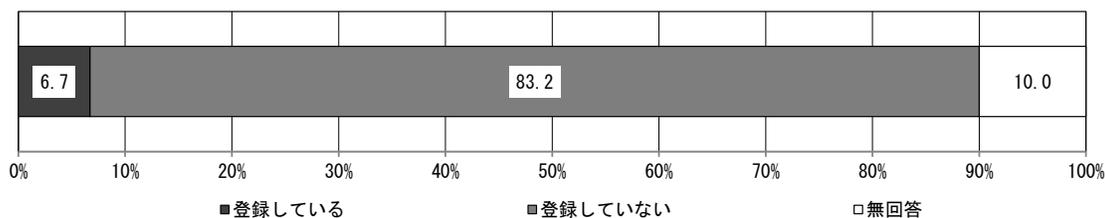
(8) 災害時の避難等について

【調査結果】

避難行動要支援者名簿の登録については、全体で83.2%が「登録していない」と回答しています。「火事や地震等の災害時に一人で避難できる」と回答したのは、全体で31.6%にとどまっており、特に知的障害のある人は15.5%と低くなっています。

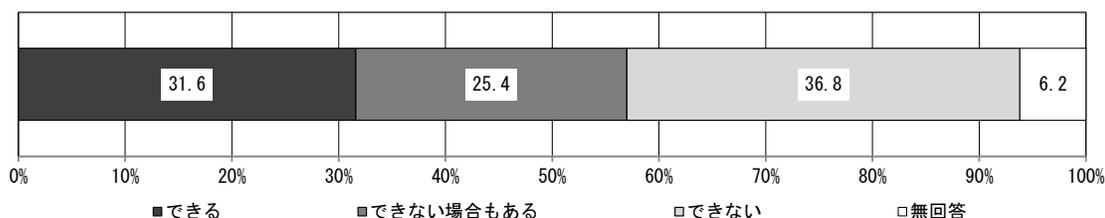
■あなたは、避難行動要支援者名簿に登録していますか。

(SA) n=579



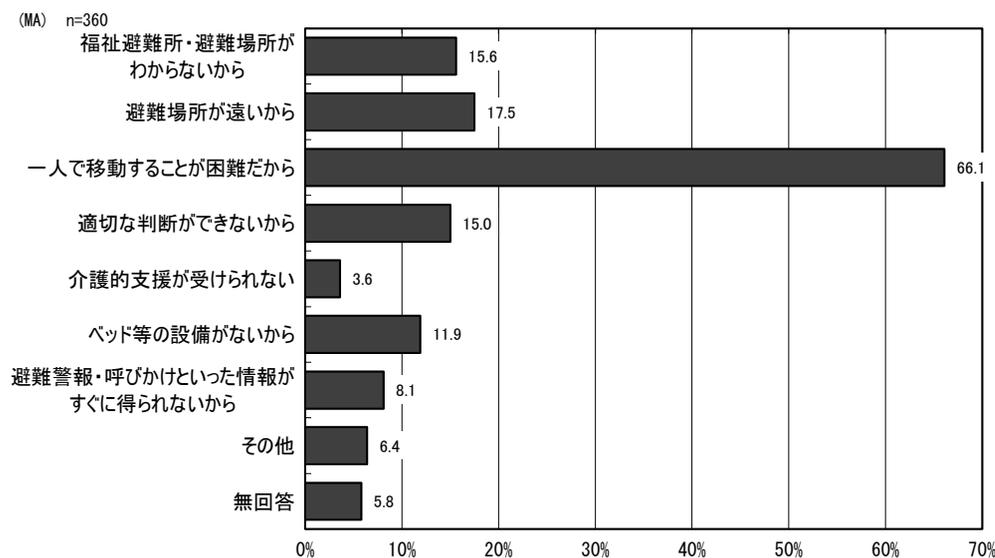
■あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

(SA) n=579



避難できない理由は、障害の種別を問わず「一人で移動することが困難だから」が高くなっています。知的障害・精神障害のある人では「適切な判断ができないから」が高くなっています。近所で助けてくれる人については、全体で約4割が「いない」と回答しています。

■避難できないのはなぜですか。



	手帳種別				
	全体 n=360	身体障害者手帳 n=276	療育手帳 n=47	精神障害者保健 福祉手帳 n=26	その他の障害 n=101
福祉避難所・避難場所がわからないから	15.6	14.1	21.3	34.6	10.9
避難場所が遠いから	17.5	18.8	6.4	19.2	20.8
一人で移動することが困難だから	66.1	68.1	70.2	50.0	79.2
適切な判断ができないから	15.0	11.6	29.8	34.6	22.8
介護的支援が受けられない	3.6	4.0	4.3	3.8	4.0
ベッド等の設備がないから	11.9	14.1	-	3.8	18.8
避難警報・呼びかけといった情報がすぐに得られないから	8.1	8.0	10.6	15.4	10.9
その他	6.4	6.2	2.1	7.7	6.9
無回答	5.8	5.4	-	3.8	1.0

【今後の課題】

避難行動要支援者名簿の登録を推進し、災害時における地域での支援や避難所における生活環境の整備及び障害の内容に応じて具体的な支援方法を検討し、準備することが必要です。

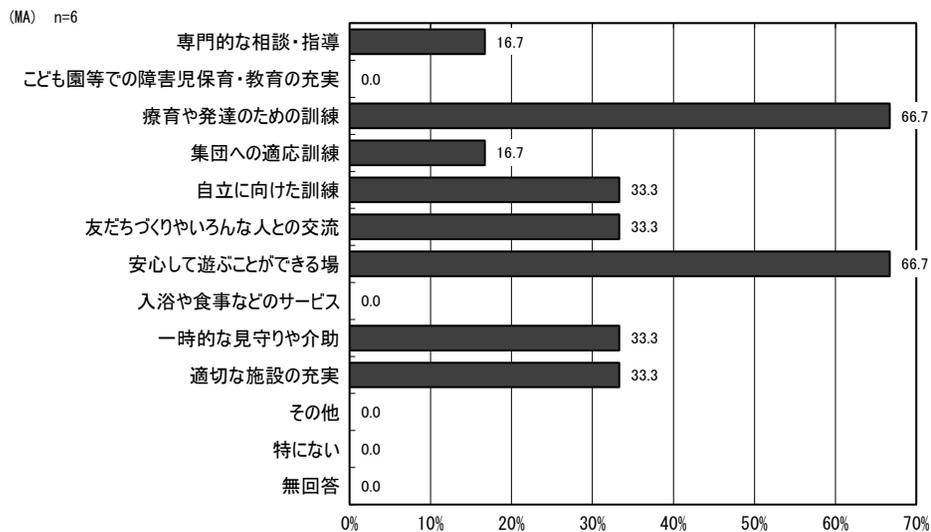
(9) 療育・保育・教育について

【調査結果】

今回 18 歳未満の回答件数が少ないため、調査結果は参考値となります。

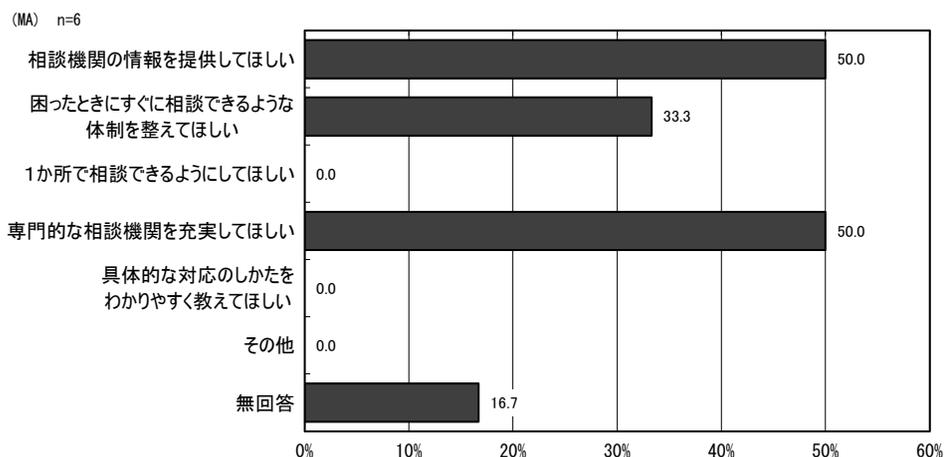
児童発達支援施設・保育園など障害のあるお子さんのための通所型の施設やサービスに対する希望については、「療育や発達のための訓練」「安心して遊ぶことができる場」が 66.7% で最も高く、次いで「自立に向けた訓練」「友だちづくりやいろいろな人との交流」「一時的な見守りや介助」「適切な施設の充実」が 33.3% で続いています。

■児童発達支援施設・保育園など障害のあるお子さんのための通所型の施設やサービスについて、どのようなことを希望されますか。



療育や教育に関する相談への希望については、「相談機関の情報を提供してほしい」「専門的な相談機関を充実してほしい」が高くなっています。

■療育や教育に関する相談について希望することはありますか。



【今後の課題】

障害のある児童の支援については、個々の障害の状況や本人・家族の意向を把握しながら、困ったときに専門的な相談がいつでも受けられる相談体制の整備や、相談機関や療育機関からの情報提供などの適切な支援が提供できるような体制の整備が必要です。

第1章 成果目標の設定

国の基本方針に基づき、山口県との協議を踏まえて、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 国の指針

- ◎地域生活移行者数：令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
- ◎施設入所者数：令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減。

(2) 本町の成果目標

① 地域生活移行者の増加

令和4（2022）年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8（2026）年度末までに地域生活に移行します。

② 施設入所者の削減

令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減します。

	考え方	令和8(2026)年度目標値
①地域生活移行者の増加	$52 \text{ 人} \times 6\% = 3.12 \text{ 人}$	4人
②施設入所者の削減	$52 \text{ 人} \times 5\% = 2.6 \text{ 人}$	3人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 国の指針

- ◎精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする【目標設定都道府県】
- ◎令和5（2023）年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定【目標設定都道府県】
- ◎精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする【目標設定都道府県】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となります。

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

	考え方	目標値
目標値	精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日
目標値	精神病床における早期退院率	
	3か月後	68.9%
	6か月後	84.5%
	1年後	91.0%

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1)国の指針

- ◎令和8（2026）年度末までの間に各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること
- ◎強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

(2)本町の成果目標

本町では、柳井圏域内に地域生活支援拠点を設置し、障害のある人やその家族が安心して生活するため、すぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られるよう地域生活支援拠点等を整備しました。

継続した機能の充実のため、施設運用の状況を検証・検討する体制を構築し、PDCA サイクルに基づく評価・検証・検討・運用の見直しを年1回以上実施します。

強度行動障害を有する人に対しては、どのような支援が必要かなどニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

	考え方	令和8(2026)年度目標値
目標値	地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討回数	年1回
目標値	強度行動障害を有する人への支援体制の整備	実施

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1)国の指針

- ◎一般就労への移行者数：令和3（2021）年度の1.28倍以上
- ◎就労移行支援事業を利用した移行者数：令和3（2021）年度の1.31倍以上
- ◎就労継続支援A型事業を利用した移行者数：令和3（2021）年度の1.29倍以上
- ◎就労継続支援B型事業を利用した移行者数：令和3（2021）年度の1.28倍以上
- ◎就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ◎就労定着支援事業利用者数：令和3（2021）年度末の1.41倍以上
- ◎就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合：2割5分以上

(2)本町の成果目標

①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

- 1) 令和8（2026）年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和4（2022）年度実績の1.28倍以上とします。
- 2) 令和8（2026）年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和4（2022）年度実績の1.30倍以上とします。
- 3) 令和8（2026）年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和4（2022）年度実績の1.29倍以上とします。
- 4) 令和8（2026）年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和4（2022）年度実績の1.28倍以上とします。

	考え方	令和8(2026)年度目標値
1) 就労移行支援事業等	令和4（2022）年度実績の1.28倍以上	1人
2) 就労移行支援事業	令和4（2022）年度実績の1.30倍以上	1人
3) 就労継続支援A型	令和4（2022）年度実績の1.29倍以上	1人
4) 就労継続支援B型	令和4（2022）年度実績の1.28倍以上	1人

②職場定着率の増加

- 1) 令和8（2026）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とします。
- 2) 令和8（2026）年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とします。

	考え方	令和8(2026)年度 目標値
1) 就労定着支援事業利用者の割合	就労定着支援事業を利用する者の7割以上	7割
2) 就労定着支援事業所の割合	就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上	25.0%

5 相談支援体制の充実・強化等

(1)国の指針

- ◎各市町村において、令和8（2026）年度末までに基幹相談支援センターを設置
- ◎協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

(2)本町の成果目標

柳井圏域1市4町は、3つの事業所に障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業を委託し、圏域内の相談支援体制の整備や相談支援事業所に対する専門的指導・助言を実施しています。また、柳井圏域地域自立支援協議会を中心に市町と相談支援事業所の連携を図り、地域課題の早期把握や的確な対応に努めており、引き続き既存の仕組みを十分に活かしながら、圏域における相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

さらには、近年、障害児者の家族を含む包括的な支援を必要とする事案が増加していることから、高齢者支援や児童福祉、保育・教育機関等との連携強化を図ります。

	令和8(2026)年度末の確保状況	
目標値	基幹相談支援センターの設置	柳井圏域地域自立支援協議会で確保
目標値	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施

6 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

(1)国の指針

- ◎令和8（2026）年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

(2)本町の成果目標

柳井圏域1市4町は限られた社会資源を共有していることから、柳井圏域地域自立支援協議会を設置し、支援体制の整備や情報共有、地域課題の解決等に取り組んでいます。引き続き本協議会を中心に圏域の支援関係者間の連携を密にし、現場主義に基づく質の高い障害福祉サービス等の提供に努めます。

また、山口県が実施する研修を活用した市町担当者と事業所職員のスキルアップや障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有等により、障害福祉サービス等の適正な運営を確保します。

第2章 障害福祉サービスの見込量と確保方策

障害者が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

（1）見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第6期障害福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8（2026）年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量及び利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

延時間：1か月当たりのサービス提供時間

利用日数：1か月当たりの延べ提供日数

実人数：1か月当たりの実利用人数

1 訪問系サービス

(1)居宅介護

■サービスの内容

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	実人数	18	18	19
	延時間	220	220	232

(2)重度訪問介護

■サービスの内容

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
重度訪問介護	実人数	0	0	0
	延時間	0	0	0

(3)同行援護

■サービスの内容

視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
同行援護	実人数	2	2	2
	延時間	24	24	24

(4)行動援護

■サービスの内容

知的障害または精神障害により著しい行動障害のある人に、外出時における移動中の介護など必要な援助を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
行動援護	実人数	0	0	0
	延時間	0	0	0

(5) 重度障害者等包括支援

■サービスの内容

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0
	延時間	0	0	0

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービスの内容

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生活活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	実人数	68	70	72
	利用日数	1,400	1,441	1,482

(2) 自立訓練(機能訓練)

■サービスの内容

身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障害のある人などの地域生活への移行を支援します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練(機能訓練)	実人数	0	0	0
	利用日数	0	0	0

(3)自立訓練(生活訓練)

■サービスの内容

障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障害のある人の地域生活への移行を支援します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練(生活訓練)	実人数	7	7	7
	利用日数	151	151	151

(4)自立訓練(宿泊訓練)

■サービスの内容

障害のある人に対して、居室その他の設備を利用してもらうとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

このサービスでは、障害のある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練(宿泊訓練)	実人数	3	3	3
	利用日数	82	82	82

(5)就労選択支援

■サービスの内容

障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労選択支援	実人数	0	1	1
	利用日数	0	5	5

(6)就労移行支援

■サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労移行支援	実人数	1	1	1
	利用日数	23	23	23

(7)就労継続支援(A型＝雇用型)

■サービスの内容

障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行を目指します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援 (A型＝雇用型)	実人数	6	6	6
	利用日数	125	125	125

(8)就労継続支援(B型＝非雇用型)

■サービスの内容

障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	実人数	32	32	32
	利用日数	520	520	520

(9)就労定着支援

■サービスの内容

就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整等の支援を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労定着支援	人/月	2	2	2

(10)療養介護

■サービスの内容

医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
療養介護	人/月	8	8	8

(11)短期入所

■サービスの内容

介護を行う者の疾病等により、短期間の入所を必要とする障害者（児）を対象に、短期間の入所のうえ入浴、排せつまたは食事等の介護を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
短期入所（福祉型）	実人数	3	3	3
	利用日数	9	9	9
短期入所（医療型）	実人数	0	0	0
	延時間	0	0	0

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

■サービスの内容

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）から地域での生活に移行した障害のある人を対象として、定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	実人数	0	0	0
	利用日数	0	0	0

(2) 共同生活援助(グループホーム)

■サービスの内容

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数	25	25	25

(3) 施設入所支援

■サービスの内容

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
施設入所支援	実人数	52	51	50

4 相談支援

(1) 計画相談支援

■サービスの内容

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	実人数	40	40	40

(2) 地域移行支援

■サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域移行支援	実人数	1	1	1

(3) 地域定着支援

■サービスの内容

単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域定着支援	実人数	0	0	1

5 その他

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■サービスの内容

障害福祉サービス、保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障害のある人の地域定着を目指します。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数	1	1	1

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

■サービスの内容

相談支援体制の更なる充実した取組を行います。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
総合的・専門的な相談支援（有・無）	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	1	1	1
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

(3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

■サービスの内容

障害福祉サービス等の多様化などに伴い、より一層利用者に対して、サービスを適切に提供できるように取り組めます。

区分	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害福祉サービス等による各種研修の活用	人数	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	回数	1	1	1

第3章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

第6期までの利用実績と、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。利用者のニーズに合わせて事業の充実を図り、見込量の確保に努めます。

1 必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障害や障害のある人などに対する理解を深めるため、研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2)自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して支援を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3)相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者相談支援事業	か所数	3	3	3

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、一般的な相談事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援能力の強化を図ります。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

③住宅入居等支援事業

保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人などに対して、入居に必要な調整や相談・助言などの支援を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

(4)成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度です。

①成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助し、障害のある人の権利擁護を図ります。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度利用支援事業	実績(人)	1	1	1

②成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

(5)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

本町においては社会福祉法人 山口県聴覚障害者福祉協会に委託し実施しています。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
コミュニケーション支援事業	人	1	1	1

①手話通訳者設置事業

聴覚障害のある人などのコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う人を社会福祉協議会に設置し、聴覚障害のある人などとのコミュニケーションの仲介を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話通訳者設置事業	実人数	0	0	0
	件数	0	0	0

②手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人などのコミュニケーションの円滑化の推進のため、手話通訳者・要約筆記者派遣を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	2	2	2
	実人数	1	1	1
	延件数	2	2	2

(6)日常生活用具給付事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）、在宅療養等支援用具の支給を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3
排泄管理支援用具	件	530	530	530
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件	0	0	1
在宅療養等支援用具	件	3	3	3

(7)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人、音声言語機能障害のある人のコミュニケーションの円滑化の手段としての手話の技術等の指導を行い、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）を養成します。

柳井広域圏の1市4町が合同で実施しています。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話奉仕員養成研修受講者	実人数	3	3	3
	か所数	1	1	1
手話奉仕員登録者	件	1	1	1

(8)移動支援事業

屋外で移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
移動支援事業	実人数	5	5	5
	延時間	60	60	60

(9)地域活動支援センター事業(I型)

障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

柳井広域圏の1市4町が合同で実施しています。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域活動支援センター事業 (I型)	実人数	3	3	3
	か所数	1	1	1

2 任意事業

(1)訪問入浴サービス事業

重度の在宅の身体障害のある人などに対し、看護師または准看護師もしくは介護職員が、障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを提供します。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訪問入浴サービス事業	実人数	0	0	0
	延回数	0	0	0

(2)日中一時支援事業

障害のある人などの日常における活動の場を確保し、日常的に介護を行っている家族の一時的な負担軽減を図ります。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
日中一時支援事業	実人数	1	1	1
	延回数	4	4	4

(3)自動車運転免許取得・改造費助成事業

障害のある人の就労や社会復帰を支援するため、自動車運転免許の取得費や自動車改造の費用の助成を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件数	3	3	3

第1章 成果目標の設定

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 国の指針

- ◎児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ◎保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ◎各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ◎主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ◎医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

(2) 本町の成果目標

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 1) 令和8（2026）年度末までに各市町に児童発達支援センターを1か所以上設置することとし、設置に向けた取組を支援します。
また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、圏域単位で整備することを検討します。
- 2) 令和8（2026）年度末までに各市町に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとし、体制構築に向けた取組を支援します。
また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、圏域単位で整備することを検討します。

	考え方	令和8(2026)年度目標値
1) 児童発達支援センターの設置	柳井圏域内で設置	1か所
2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	柳井圏域内で設置	1か所

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 1) 令和8（2026）年度末までに各市町で主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。
また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、圏域単位で整備することを検討します。
- 2) 令和8（2026）年度末までに各市町で主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。
また、各市町において、単独で整備が困難な場合には、圏域単位で整備することを検討します。

	考え方	令和8(2026)年度目標値
1) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	柳井圏域内で設置	1か所
2) 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	柳井圏域内で設置	1か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 1) 令和8（2026）年度末までに県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報提供や協議等の場を設置します。
- 2) 医療的ケア児支援のため、令和8（2026）年度末までに各市町において、医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されるよう支援します。

	考え方	令和8(2026)年度目標値
1) 関係機関による情報提供や協議等の場の設置	町地域自立支援協議会に設置	1か所
2) 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	町内相談支援事業所に配置	2人

第2章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

障害児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定障害児通所支援または指定障害児相談支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

（1）見込量算定の考え方

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、過去のサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和8（2026）年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月あたりのサービス提供量及び利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

利用日数：1か月あたりの延べ提供日数

実人数：1か月あたりの実利用人数

1 障害児通所支援

（1）児童発達支援（福祉型）

障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援（福祉型）	実人数	2	2	2
	利用日数	10	10	10

(2) 児童発達支援(医療型)

上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童に対して、児童発達支援（福祉型）に加えて治療を行います。

本町においては利用者実績がないので、今後はニーズに応じて対応していきます。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援（医療型）	実人数	0	0	0
	利用日数	0	0	0

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
放課後等デイサービス	実人数	9	9	9
	利用日数	90	90	90

(4) 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
保育所等訪問支援	実人数	0	1	1
	利用日数	0	1	1

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービスです。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅訪問型児童発達支援	実人数	0	0	0
	利用日数	0	0	0

2 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害児相談支援	実人数	5	5	5

(2) 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害のある児童やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童や重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害のある児童）の支援を総合調整します。

サービス種類	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
医療的ケア児等コーディネーター	実人数	2	2	2

1 庁内体制の充実

障害のある人の福祉に係る取組は、障害への理解促進に向けた啓発活動をはじめ、福祉サービスの提供などのほか、医療・保健、学校教育や生涯学習、労働など庁内の多様な事業分野に関わります。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、分野横断的に様々な取組を進めていきます。

2 関係機関・団体等との連携の強化

本計画を効果的に推進するため、地域住民、社会福祉協議会、自立支援協議会、障害者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、ボランティア団体等との連携を強化し、取組を推進します。

3 地域自立支援協議会との連携

サービス事業者、医療、教育、雇用の関係者等で構成される周防大島町地域自立支援協議会では、障害のある人に関わる課題やニーズについて情報を共有するとともに、解決や改善に向けての協議が実施されています。

また、柳井圏域市町で設置している柳井圏域地域自立支援協議会において、サービスの提供体制や広域的な対応について協議が実施されています。

町及び柳井圏域の地域自立支援協議会との連携を強化し、障害のある人に関する取組の充実を図ります。

4 計画の評価・検討

本計画は、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために常に改善を図り、周防大島町地域自立支援協議会において進捗状況の確認・評価・検証を行います。





資料編

1 令和5年度周防大島町障害者福祉計画策定委員会 構成委員名簿

(敬称略)

No	団体名	役職	氏名	備考
1	社会福祉法人山口県社会福祉事業団 障害者支援施設 たちばな園	園長	丸林 稔夫	会長
2	大島郡医師会	会長	野村 寿和	副会長
3	周防大島町議会	議員	荒川 政義	
4	周防大島町教育委員会	委員	國行 敬子	
5	周防大島町身体障害者福祉協議会	会長	山中 亮吾	
6	周防大島町手をつなぐ育成会	会長	松永 勉	
7	柳井地区精神保健家族会つばさ 周防大島支部	支部長	小柳 庄平	
8	周防大島町障害児を持つ親の会 ばたあし金魚の会	会長	高田 映子	
9	社会福祉法人さつき園 障害福祉サービス事業所 さつき園	施設長	濱田 紀子	
10	周防大島町民生委員児童委員協議会	副会長	岬崎 光志	
11	周防大島町社会福祉協議会	会長	河原 光雄	
12	障害者就業・生活支援センター 蓮華	センター長	内田 由妃	

2 計画の策定経過

期 日	内 容
令和5（2023）年 8月3日	令和5年度第1回周防大島町障害者福祉計画策定委員会 ①周防大島町障害者計画について ②第5期福祉計画の実績について ③福祉に関するアンケート調査
令和5（2023）年 9月1日から9月15日	「福祉に関するアンケート調査」の実施 町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者
令和6（2024）年 2月1日	令和5年度第2回周防大島町障害者福祉計画策定委員会 ①福祉に関するアンケート調査結果 ②第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案
令和6（2024）年 2月5日から2月14日	パブリックコメント実施期間
令和6（2024）年 3月11日	令和5年度第3回周防大島町障害者福祉計画策定委員会 ①パブリックコメントの結果について ②第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）

**周防大島町
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画**

令和6年3月 発行

発行：周防大島町

編集：健康福祉部 福祉課

住所：〒742-2806

山口県大島郡周防大島町大字西安下庄 3920-21

TEL：0820-77-5505
